

千葉県立文化会館の今後のあり方

令和7年3月

千葉県

目次

1	検討の背景	2
2	施設の概要	2
3	県立文化会館の現状	3
	(1) 県内の文化会館の設置状況について	3
	(2) 施設の利用者数及び利用率	4
	(3) 施設の認知度・訪問度	6
4	課題	7
5	検討の経過	8
	(1) 県立文化会館の必要性和目指す姿	8
	(2) 4館それぞれの役割の整理	8
	(3) 4館それぞれの機能の整理	9
	(4) 施設の維持・補修	9
	(5) 施設の管理運営	9
6	今後のあり方	10
	(1) 施設存続の必要性和今後の管理運営方法	10
	(2) 目指す姿（4館それぞれの役割・機能）	11
	(3) 施設の維持・補修について	12
7	参考資料	13
	(1) 文化芸術基本法（抜粋）	13
	(2) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（抜粋）	13
	(3) 千葉県文化芸術の振興に関する条例	14
	(4) 千葉県立文化会館のあり方検討会議設置要綱	18
	(5) 千葉県立文化会館のあり方検討会議委員	19
	(6) 「千葉県立文化会館のあり方」検討の経過	19

1 検討の背景

県立文化会館4館は、いずれも昭和後期から平成初期にかけて建設され、施設の老朽化が進んでいる。

平成28年には、公の施設の見直し方針において、地域連携とニーズを踏まえた文化会館の利用率向上を図り、老朽化した設備の優先補修の検討、また、運営状況等を考慮し、4つの文化会館のあり方について検討を行うことが決定された。

加えて、本県では県民が文化芸術に親しむ土壌を育むため、平成30年に「千葉県文化芸術の振興に関する条例」を制定し、条例により策定している「千葉県文化芸術推進基本計画」において文化会館の利用環境の整備・充実、地域に根差した事業展開の支援、他分野での活用促進等に取り組むことを掲げている。

また、少子高齢化や人口減少に伴い、地域経済の縮小や都市・集落の機能低下などが懸念されているほか、新型コロナウイルス感染症の流行により文化芸術の鑑賞環境・参加環境も変化してきた。

以上の背景から、令和5年度に「千葉県立文化会館のあり方検討会議」（以下、「検討会議」という。）を設置し、県立文化会館の今後のあり方について検討することとなった。

○公の施設の見直し方針（平成28年7月）

- ・地域との連携事業やニーズを踏まえた活性化策を検討し、利用率や利用者数の向上を図る。
- ・全館において設備等が老朽化していることから、県の厳しい財政状況を踏まえ、維持補修等の優先順位を付けるなどの検討を行う。
- ・また、運営状況や利用状況（利用率・利用者数）等を踏まえ、4つの文化会館のあり方について検討を行う。

2 施設の概要

（令和7年1月時点）

	千葉県文化会館	青葉の森公園 芸術文化ホール	東総文化会館	南総文化ホール
設置目的	県の文化振興の拠点	伝統芸能及び県民参加による文化芸術の普及	東部地域の文化振興の拠点	南部地域の文化振興の拠点
所在地	千葉市	千葉市	旭市	館山市
設置年 （築年数）	昭和42年 （築57年）	平成4年 （築32年）	平成3年 （築33年）	平成9年 （築27年）
敷地面積	33,070 m ² （敷地：県有地）	7,149 m ² （敷地：国有地）	9,999 m ² （敷地：県有地）	18,057 m ² （敷地：市有地）
構造	RC造 地上3階・地下2階	SRC造 地上3階・地下1階	SRC造 地上3階・地下1階	SRC造 地上3階
座席数等	大ホール 1,790 席 小ホール 252 席 楽屋、練習室、 会議室等	大ホール 885 席 （能舞台組立時911 席） 楽屋、練習室、 会議室、展示室等	大ホール 900 席 小ホール 302 席 楽屋	大ホール 1,200 席 小ホール 300 席 楽屋、練習室、 会議室等
長寿命計画 による位置 付け	第I期大規模改修 ※R5.4～R7.4 大規模改修	位置付けなし	位置付けなし	位置付けなし
備考	帰宅困難者一時避難 施設	指定避難所（市）		帰宅困難者一時避難 施設（市）

3 県立文化会館の現状

(1) 県内の文化会館の設置状況について

県内に所在する文化会館は 61 館¹あり、そのうち県立文化会館の周辺にある文化会館は、千葉県文化会館・青葉の森公園芸術文化ホール¹の所在する千葉市には4館（公立）ある。

一方で、東総文化会館の周辺には近隣市町に中小規模の施設が散在するが、南総文化ホール¹の所在する安房地域には、当該ホール以外に文化会館は設置されていない。



※大は大ホール、中は中ホール、小は小ホールを示す。

¹ 県内文化会館の数について：令和4年版千葉県教育便覧の「文化会館一覧」のうち、文部科学省 社会教育調査における「文化会館」の定義に該当する施設を計上（地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置する文化会館（劇場、市民会館、文化センター等）で座席数300席以上のホールを有するもの）

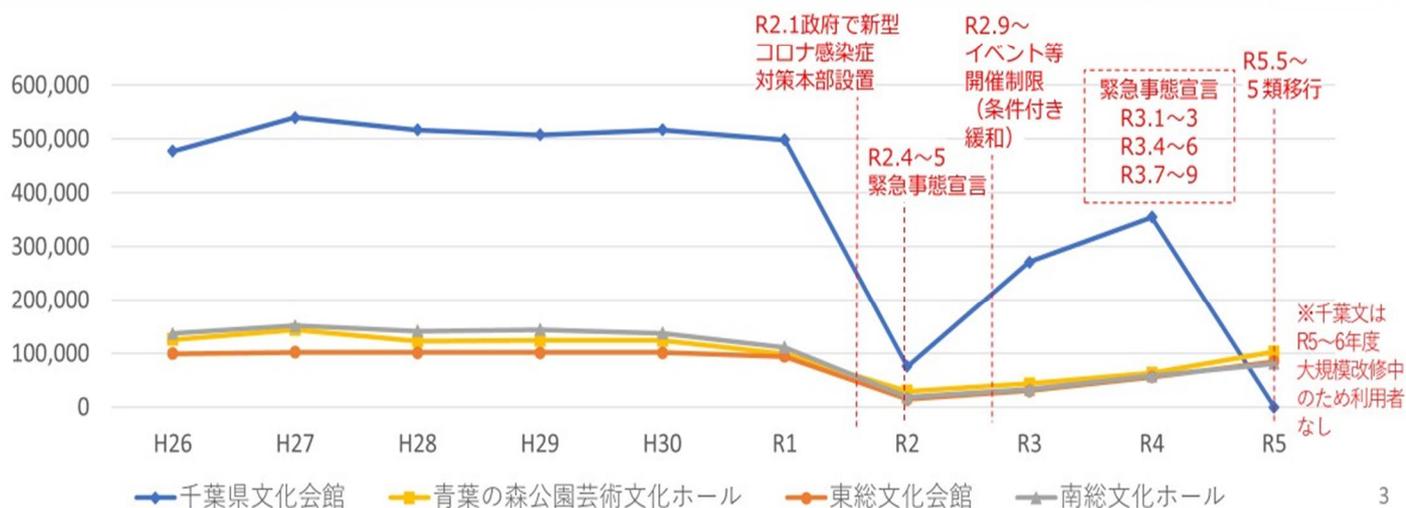
(2) 施設の利用者数及び利用率

- 過去 10 年の利用者数推移は、4 館いずれも平成 27 年度をピークにゆるやかに減少傾向もしくは横ばいの状態であった。令和 2 年度には新型コロナウイルス感染症の影響により急激に利用者数が落ち込んだが、5 類移行後は回復傾向である。
- 利用者数と同様、新型コロナウイルス感染症による影響により、令和 2 年度に急激に利用率が落ち込んだ。
- なお、(公社) 全国公立文化施設協会の調査によるホールの稼働状況全国平均 (45.0%) と比較すると、南総以外の 3 館は平均値を超えており、全国と比べて利用率は高い傾向である。

各文化会館の利用者数推移

(利用者：人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
千葉県文化会館	477,653	540,232	517,020	508,029	517,195	498,453	75,707	271,613	355,115	-
青葉の森公園 芸術文化ホール	125,565	144,425	123,516	124,246	124,344	99,471	29,688	43,293	63,407	102,874
東総文化会館	99,852	102,004	101,292	101,544	101,236	94,433	14,683	30,697	55,883	84,815
南総文化ホール	136,868	151,636	141,856	144,599	138,007	111,156	18,824	32,712	58,014	81,146
4 館平均	209,985	234,574	220,921	219,605	220,196	200,878	34,726	94,579	133,105	89,612



3

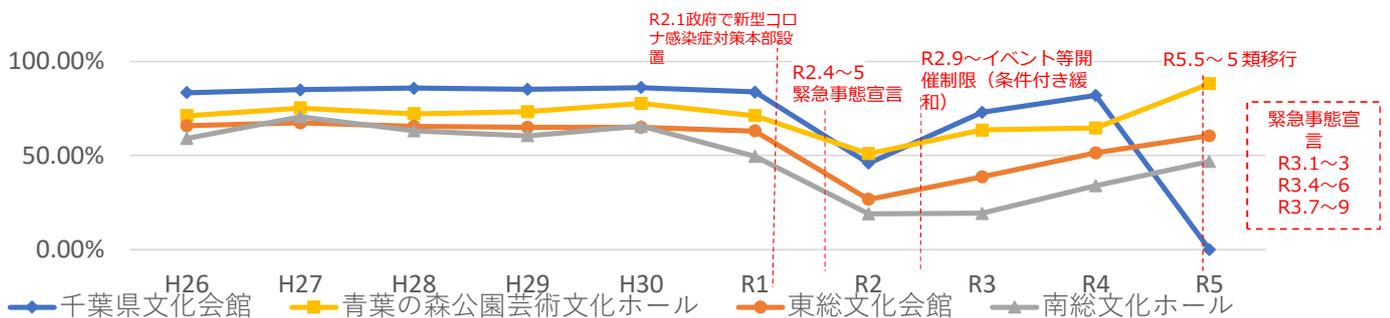
各文化会館の利用率の推移

	年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
千葉県文化会館	ホール利用率	83.4	84.9	85.8	85.2	86.1	83.7	45.9	72.9	81.9	-
	大ホール	98.6	99.7	97.6	97.9	98.9	97.7	60.5	92.2	92.1	-
	小ホール	69.2	69.9	73.6	71.3	72.9	70.1	31.0	53.7	71.6	-
青葉の森公園芸術文化ホール	ホール利用率	71.2	75.2	72.2	73.3	77.7	71.2	51.0	63.5	64.6	88.2
東総文化会館	ホール利用率	65.8	67.3	65.4	64.9	65.0	63.0	26.7	38.6	51.4	60.5
	大ホール	63.4	62.3	58.1	59.7	56.5	62.4	27.5	43.4	57.3	58.6
	小ホール	68.1	72.2	72.6	70.0	73.2	63.6	25.8	34.0	45.9	62.3
南総文化ホール	ホール利用率	59.0	70.6	63.1	60.4	65.6	49.5	18.9	19.2	33.9	46.8
	大ホール	57.3	67.0	56.5	50.9	55.7	47.3	17.5	16.0	23.7	43.7
	小ホール	60.6	74.1	69.6	69.9	75.5	51.6	20.2	22.4	44.2	50.0

※ 令和5年度全国平均52.6%、都道府県平均59.9%、1000席以上56.7%、500～1000席48.4%、500席未満53.9%

令和5年度「劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査報告書」最大ホールの稼働状況から ((公社)全国公立文化施設協会)

※青葉の森文化芸術ホールは大ホールのみ、千葉文は令和5～6年度 大規模改修中のため利用者なし



(3) 施設の認知度・訪問度

「文化芸術への意識に関するアンケート²」において、各施設がどの程度県民に定着しているか、各県立文化会館の認知度・訪問度について調査を行った。

調査結果（概要）

- 千葉県文化会館の認知度は、全体で 56.6%、訪問度は 41.8% で 4 館の中で一番高く、また県内ほぼすべての地域で認知度・訪問度があり、本県の文化振興の拠点として必要性が高いことがわかった。
- 青葉の森公園芸術文化ホールについては、千葉地域での認知度は 61.5% だが、その他地域での認知度や訪問度は低い傾向である。
- 東総文化会館・南総文化ホールについては、所在地域（海匝・安房）やその周辺地域で認知度（東総地域周辺平均 57.3%、南総地域周辺平均 61.3%）・訪問度（東総地域周辺平均 42.1%、南総地域周辺平均 53.4%）があり、地域の文化振興拠点として必要性が高いことがわかった。

「文化芸術への意識に関するアンケート結果」（抜粋）

○認知度

（問27）千葉県にある次の文化施設のうち、あなたが知っているものはどれですか。（複数回答可）

※結果抜粋（n=1,206）

（東総）香取・海匝・山武平均57.3%

（南総）安房・君津平均61.3%

(%)

認知度	全体	千葉	葛南	東葛飾	印旛	香取	海匝	山武	長生	夷隅	安房	君津	無回答
千葉文	56.6	78.1	54.1	36.8	56.8	60.0	48.1	81.0	69.2	61.1	39.3	61.4	53.8
青葉	31.4	61.5	23.6	9.6	31.1	20.0	25.9	47.6	38.5	27.8	21.4	45.6	38.5
東総	7.3	5.3	2.0	1.4	10.1	66.7	81.5	23.8	3.8	16.7	7.1	0.0	15.4
南総	5.6	5.3	1.6	0.0	2.0	0.0	0.0	2.4	3.8	16.7	96.4	26.3	0.0

○訪問度

（問28）千葉県にある次の文化施設のうち、あなたが行ったことのあるものはどれですか。（複数回答可）

※結果抜粋（n=1,206）

（東総）香取・海匝・山武平均42.1%

（南総）安房・君津平均53.4%

(%)

訪問度	全体	千葉	葛南	東葛飾	印旛	香取	海匝	山武	長生	夷隅	安房	君津	無回答
千葉文	41.8	62.3	38.7	23.9	44.6	40.0	33.3	66.7	53.8	50.0	21.4	42.1	23.1
青葉	19.2	37.7	13.8	4.6	21.6	6.7	22.2	26.2	30.8	16.7	17.9	26.3	23.1
東総	4.1	2.0	0.7	1.1	3.4	46.7	63.0	16.7	0.0	16.7	0.0	0.0	7.7
南総	3.8	2.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4	0.0	16.7	89.3	17.5	0.0

² 文化芸術への意識に関するアンケート：千葉県に在住の満 18 歳以上の男女 3,000 人に対し、文化芸術活動の現状や県の取組に対する意見を聴取。有効回答者数 1,206 人（回答率 40.6%）令和 6 年 6 月から 7 月にかけて実施した。

4 課題

以上の状況から、施設の老朽化に加え、県立文化会館には以下のような課題が挙げられる。

○ 人口減少と利用率の低下

新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が急激に落ち込んだが、回復傾向ではあるものの、今後の人口の減少に伴い、特に過疎化が進む地域では、文化施設の利用率が低下することが予想される。利用者数が少ない地域でも「文化振興の拠点」としてどのように施設を維持していくか検討する必要がある。

○ 地域間での認知度と訪問度の差異

千葉県文化会館は全体で高い認知度と訪問度を持ち、特に県内ほぼすべての地域で認知されている一方で、青葉の森公園芸術文化ホールは千葉地域での認知度が高いが、他の地域では認知度や訪問度が低い傾向がある。

また、東総文化会館や南総文化ホールは所在地域で一定の認知度・訪問度を持っているものの、周辺地域ではその認知度や訪問度が限られている。

地域の特性やのニーズを捉え、それぞれの施設が地域の文化活動を支えるための取組が求められる。

○ 各施設の地域における役割の明確化

千葉県文化会館は県全体の拠点施設としての役割がある一方で、東総文化会館や南総文化ホールは、周辺地域に他の文化施設が少ない。それぞれの施設が持つ役割の違いや、その施設が地域で果たすべき役割に関して検討が必要である。

5 検討の経過

検討会議は令和5年度から6年度まで全4回開催し、外部有識者等から意見を聴取した。さらに、各施設の利用状況等の現状等を把握するため、各文化会館の所在地・周辺市町や指定管理者にヒアリングを行うとともに、意見を聴取した。

検討会議や関係機関等へのヒアリングでの主な意見は以下のとおりである。

(1) 県立文化会館の必要性と目指す姿

- 4館それぞれ役割と必要性があり、千葉県文化会館を県の拠点施設としての存続はもちろんだが、地域的にも東総文化会館と南総文化ホールは周辺に文化施設がないので、存続させていくのが得策ではないか。
- どの劇場でも地域やエリアのシンボリックな存在であるというところが大きな目標（公演の有無に関係なく人が集う場所）
- 人口が収縮し、利用率も低いところは効率化の対象となりがちだが、そういった地域でも住民の間に施設が定着している。それを踏まえて目指す姿を検討すべき。
- これから地域に根差した劇場が社会的に役割を果たしていこうということであれば、地域の住民にとって「私たちの劇場」と思えるようなところまで踏み込んでも良いのではないか。
- 文化施設は、大前提として公演やイベント集客のために作られているが、目指す姿は地域のシンボル。だからこそ、普段からそこに人が集まり、賑わいの創出を考え方に取り入れていくと、活性化に繋がると思う。

(2) 4館それぞれの役割の整理

- 千葉県文化会館は、本県の文化振興を図る上で中心となる拠点施設であり、県内の公立文化施設を取りまとめる役割がある。
- 青葉の森公園芸術文化ホールは、千葉県文化会館にも近接していることから、千葉県文化会館の補完的な役割（中ホールという位置づけ）と能舞台を活用した伝統芸能の拠点としての役割がある。
- 青葉の森公園芸術文化ホールは、公園敷地内の他施設（県立中央博物館・県立図書館）と連携することで相乗効果が期待できる。
- 東総文化会館と南総文化ホールは地域の文化振興の拠点としての役割がある。また、地域に文化施設がなく、地域の公立文化ホールとしての機能も担っている。
- 東総文化会館での地域の若手アーティストを発掘・発信している団体との連携構築など地域特性を活かした企画は、南総文化ホールでも活かしたい。
- 客席と舞台の空間、「規模に応じたの舞台空間がある」という視点において、施設規模に応じた役割分担（千葉県文化会館と青葉の森公園芸術文化ホールのような補完関係）していくという考え方は、今後もさらに取り入れていった方が良い。

(3) 4館それぞれの機能の整理

- 文化芸術の鑑賞の場だけでなく、別の機能も模索してみてもどうか。
- 公演や会議で利用する以外の付加価値・魅力づくりが必要ではないか。
- 文化振興の拠点だけに焦点化せず、地域の拠点ということも考慮に入れる必要がある。(地域包括ケアとの連携、社会的包摂の受け皿等)。

(4) 施設の維持・補修

- 施設の老朽化が進み、休館日等に修繕対応しているが、ある程度の期間を設けて修繕・改修を行うことが必要。
- 全国各地で文化施設の改築や新築が出てきているが、コストパフォーマンスだけを考えるのではなく、色々な催し物を提供していくことや利用者目線も踏まえた上で施設整備を検討してもらいたい。
- 県立施設なので予算はかけられないと思うが、敷地に入った瞬間から夢を与えるような遊び心のある作りにはしていただけたら。
- 改修だけでなく、催し物の連携等も含めて、いろいろ活用できるのではないか。
- どういう施設設備にするか活動内容を想定することが重要。
- 施設自体が興味を引き、気軽に立ち寄りたいと思えるような空間作りは、管理・運営者のアイデア次第。ただ予算をかければ良いというわけではないため、知恵を絞りながら、地域に密着した拠点作りがされてると良い。

(5) 施設の管理運営

- 県立文化会館4館で全県をカバーしているのは全国的にも珍しい。そういった恵まれた環境の中で、あとはどう自助努力して稼ぐか。来館者に何を提供し、どれだけ利益として上げていけるか、弱いところを県が補助していくという考え方をしていくと良い。
- 各施設間は距離があり、同じ演目を各施設でというのは難しいので、地域の特性を踏まえ少しずつ特色を出すことを考えていく必要があると思う。
- 舞台装置や音響などの専門知識のある職員の確保が大切であるため、一部の館だけでも非公募を検討してみてもどうか。
- 非公募とする場合、年度評価、あるいは何年かごとにアセスメントするようなプロセスを経て、活動内容など情報開示が定期的にできるような形を取る方がよい。

6 今後のあり方

施設ごとの特性や地域のニーズを適切に捉え、それぞれの施設が県民にとって「新しい価値」を提供する必要がある。県民にとって親しみやすい施設を目指し、「誰もが文化芸術に親しめる千葉」の拠点施設としての役割を担っていくこととする。

文化会館が単なる公演やイベントの場にとどまらず、地域のシンボルとして、県民にとってなくてはならない存在となるよう、今後の県立文化会館のあり方については、以下のとおりとする。

(1) 施設存続の必要性と今後の管理運営方法

県立文化会館4館は設置から26～56年が経過し、施設の老朽化が進んでいるが、周辺地域からのニーズがあることや、県内の文化芸術環境の地域格差の縮小に資する施設であるため、4館とも存続させていく必要がある。

また、施設の管理運営方法については、引き続き、指定管理者制度を採用することとし、施設の特異性（一般的な建物とは異なり、舞台装置等があり専門的な知識を有する職員の確保・育成が必要なこと）等をふまえ、職員のノウハウを蓄積するためには、長期継続的な取組が必要である。

千葉県文化会館及び青葉の森公園芸術文化ホールは、本県の文化芸術振興の中心拠点として、県施策と一体的な運用を求められるとともに、多様な文化芸術関係者とのネットワークの構築を長期的・継続的な取組により進めることが求められる施設であることから、指定管理者は非公募で選定する。

一方で、東総文化会館・南総文化ホールは、地域の文化振興の拠点として、市町村や文化団体等と連携した事業展開など、それぞれの地域ニーズ、地域の実情を踏まえた事業の企画・実施を行っていく必要がある。このため、東総文化会館と南総文化ホールについては、民間のノウハウを活かした事業実施による効果が期待されることから、現時点では原則どおり公募により指定管理者を選定する。

	千葉県文化会館	青葉の森公園 芸術文化ホール	東総 文化会館	南総 文化ホール
施設の必要性	県全体の文化芸術活動の中心的な推進拠点として、存続	千葉県文化会館の中ホール（補完施設）として位置付け、当面存続	地域の文化振興の拠点として、当面存続	
施設の管理運営方法	引き続き指定管理者制度を採用し、非公募		引き続き指定管理者制度を採用し、原則どおり公募	

(2) 目指す姿（4館それぞれの役割・機能）

県立文化会館は、地域の特性に応じ、施設ごとの役割分担と地域との連携を進め、施設が単なる「鑑賞の場」ではなく、それぞれ地域のシンボリック的存在として、施設の規模や機能を活かしていく必要がある。

千葉県文化会館は、県民に多様な鑑賞機会を提供し、新進芸術家の育成や県民参加型の舞台芸術の創造を進め、地域文化の発信と全県的なネットワーク強化を行う。これにより、千葉県の文化芸術普及と地域文化の活性化を図り、本県の文化芸術振興の中心的な拠点としての環境整備を進める。

青葉の森公園芸術文化ホールは、千葉県文化会館の補完施設として、能舞台を活かした伝統芸能の普及・振興、鑑賞機会の提供、担い手の育成を進め、青葉の森公園内の他の施設とも連携して活用を図る。

東総文化会館と南総文化ホールは、地域の文化芸術振興を担う重要な施設であり、2館が連携して取り組むことで、県民に多様な鑑賞機会を提供でき、さらに、次世代の育成や、地域の様々な主体と協力し、文化芸術を通じて地域の活性化を図り、地域に根ざした文化活動の場となることが期待される。

	本県の文化芸術振興の中心拠点		地域の文化芸術振興の拠点	
	千葉県文化会館	青葉の森公園 芸術文化ホール	東総文化会館	南総文化ホール
役割	本県の文化芸術振興の中心的な拠点	千葉県文化会館の補完的施設（中ホール）	県東部、南部における地域の文化芸術振興の拠点	
機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民に国内外の一流の芸術家による優れた鑑賞機会を提供 ・ 新進芸術家、伝統文化の担い手等の育成 ・ 県民参加による新たな舞台芸術の創造に取り組むことにより、本県の文化芸術の普及振興を図り、ちば文化の創造と発信 ・ 全県的な文化振興を行うため、県内文化会館全体とのネットワークを強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉県文化会館と連携し、 ・ 県内唯一の能舞台がある特色を活かした伝統芸能の普及振興 ・ 県民に優れた文化芸術の鑑賞機会を提供 ・ 文化芸術の担い手育成、県民の多彩な文化芸術活動の促進に取り組むことによる、文化芸術の普及振興 ・ 青葉の森公園内施設と連携した施設の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2館で連携した取組を行うとともに、 ・ 県民に優れた文化芸術の鑑賞機会を提供 ・ 文化芸術の担い手育成、県民の多彩な文化芸術活動の促進に取り組むことによる、文化芸術の普及振興を図る。 ・ 地域の様々な主体と連携し、文化芸術を通じた地域の活性化 ・ 地域に根差した文化活動の場としての役割 	
	多様な人々が集い、憩い、交流することができる公演、催事等の開催、情報の収集・提供等を行う。（地域連携・社会的包摂）			

(3) 施設の維持・補修について

現在、大規模改修中である千葉県文化会館を除き、いずれの文化会館も施設や設備の老朽化が課題となっており、利用者の利便性や施設の安全性に影響を及ぼす可能性など施設運営に支障を来す恐れがあるため、早急に整備を行う。

また、施設改修が単なる修繕にとどまらず、どのような施設が地域に求められているかを考慮した上で進めることが重要であることから、施設改修を行う際には、単にコスト削減や効率化を追求するのではなく、県民にとって「魅力的な空間」を提供できるよう検討することが求められる。

○ 施設の老朽化への対応と適切な修繕・改修計画

利用者の安全確保を最優先に、老朽化が施設の運営に支障を来さないよう、適切な修繕・改修計画を策定し、定期的な点検や必要な修繕を行う。

○ 施設改修の目的と方向性の明確化

改修計画を進める際には、地域住民や利用者のニーズ調査を行い、文化的な多様性を反映した施設の設計を行う。また、イベントや催し物の種類を考慮し、将来のニーズに対応できるよう柔軟性を持った設計の検討を行う。

○ 施設の多機能化と地域に根差した施設の運営に対応した整備

施設が多様な活動の場として活用できるよう検討するため、施設の改善点や要望を踏まえ、特に東総文化会館と南総文化ホールについては、地域に根差した施設の運営（地域連携・社会的包摂）に対応した整備を行い、県民が日常的に足を運びたくなるような環境づくりの検討を進める。

千葉県文化会館	青葉の森公園 芸術文化ホール	東総文化会館	南総文化ホール
・文化芸術振興拠点として、大規模改修後についても計画的に修繕していく	・文化芸術振興拠点（千葉県文化会館の補完施設）として存続が必要なため現状施設を維持し、老朽化がみられることから早急な整備を行う。	・地域の拠点として存続が必要なため現状施設を維持し、老朽化がみられることから早急な整備を行う。 ・地域に根差した施設の運用方法（地域連携・社会的包摂）に対応した整備を行う。	

7 参考資料

(1) 文化芸術基本法（抜粋）

[平成十三年十二月七日号外法律第四百四十八号]

（基本理念）

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（劇場、音楽堂等の充実）

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体の施策）

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

(2) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（抜粋）

[平成二十四年六月二十七日号外法律第四十九号]

（劇場、音楽堂等の事業）

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(3) 千葉県文化芸術の振興に関する条例

[平成三十年十月十九日条例第五十五号]

文化芸術は、人が本来的にもつ情動の発露である。

文化芸術は、一人ひとりの個性を育み、生きる喜び、感動、安らぎをもたらすものである。

文化芸術は、人々が相互に理解し尊重しあう場を提供し、ひいては平和に寄与するものである。

私たちが暮らす千葉県は、三方を海に囲まれ、変化に富んだ美しい海岸線と肥沃な大地に恵まれ、四季折々の彩り豊かな花、湖沼や谷津などの美しい水辺、緑豊かな里山に恵まれた郷土である。温暖湿潤な気候と自然の恵みは、古代から人々に豊かな暮らしをもたらし、貝塚をはじめとする遺跡や、伝統芸能、祭り、郷土料理などの地域固有の文化が今に受け継がれてきた。

また、我が県は、人や物、情報が活発に交流する中で、様々な文化芸術活動が盛んに行われており、伝統芸能からメディア芸術まで県内各地に多様な文化芸術を花開かせてきた。

こうした房総の特性を活かし、県民が文化芸術に親しむ土壌を醸成するとともに、世界との交流の扉を有する地にふさわしく、我が千葉県の文化芸術を広く国の内外に発信しなければならない。

私たちは、郷土への誇りと愛着を深め、先人が創りあげた文化の継承と新たな創造を決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術の礎である表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性や専門性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮される

よう考慮されなければならない。

- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、県民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の特色を反映した文化芸術の発展が図られなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術が県民共通の財産として育まれ、将来の世代に引き継がれるよう配慮されなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、県の文化芸術及びその魅力が、県内はもとより、国内外へ発信されるよう、文化芸術に係る交流の推進が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く県民の意見が反映されるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、まちづくり、観光、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（県の責務）

第三条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町村との連携を図りつつ、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村が実施する文化芸術に関する施策について、情報提供、必要な助言その他の支援に努めるものとする。

（県民の関心及び理解）

第四条 県は、県民が文化芸術を享受し、創造することができるとともに、県民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるよう努めなければならない。

（国、他の地方公共団体、文化芸術団体等との連携）

第五条 県は、基本理念の実現を図るため、国、他の地方公共団体、文化芸術団体、大学その他の教育研究機関、民間事業者その他の関係者（以下「文化芸術団体等」という。）等と相互に連携を図り、その能力を活用するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第六条 県は、文化芸術に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（文化芸術推進基本計画）

第七条 県は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画を定めなければならない。

- 2 前項の計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な

事項その他必要な事項について定めるものとする。

- 3 知事は、第一項の計画を定めるに当たっては、あらかじめ、文化芸術団体等の意見を聴くとともに、その案を公表し、広く県民等の意見を求めなければならない。
- 4 知事は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

(芸術の振興)

第八条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 県は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 県は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 県は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 県は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用等)

第十三条 県は、歴史、風土等に培われてきた有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等の把握及び調査に努めるとともに、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、郷土についての歴史的価値がある文書及び記録が適切に保存され、継承され、及び活用されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 県は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、前項に定めるもののほか、地域の歴史、風土等に培われてきた地域固有の行事、祭り、伝統的な農法、漁法、技術等その他の地域固有の文化の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に関する発信等)

第十五条 県は、県の文化芸術の県内外への周知を図るため、県の文化芸術に関し、事例の把握、情報の収集、発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、文化芸術に係る国内外の交流の推進を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 県は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(県民の鑑賞等の機会の充実)

第十七条 県は、広く県民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(県民の文化芸術活動の充実)

第十八条 県は、年齢又は障害の有無にかかわらず、県民が行う文化芸術活動の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(教育における文化芸術活動の充実)

第十九条 県は、幼児期の教育、学校教育等教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校等における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十条 県は、県民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(地域の歴史的又は文化的景観の保全等)

第二十一条 県は、地域の歴史的又は文化的景観を保全し、及び活用するため、必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰)

第二十二条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(4) 千葉県立文化会館のあり方検討会議設置要綱

(設置)

第1条 本県の文化芸術を振興するための施設である県立文化会館のあり方を検討するに当たり、有識者等から広く意見を求めるため、千葉県立文化会館のあり方検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

なお、検討会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関ではない。

(組織)

第2条 検討会議は、環境生活部スポーツ・文化局長が依頼する委員をもって構成する。

2 環境生活部スポーツ・文化局長は、参考意見又は参考情報を求めることを目的として、関係者を参考人として出席を求めることができる。

(会長)

第3条 検討会議に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、検討会議を総括する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 検討会議は、環境生活部スポーツ・文化局長が招集する。

2 検討会議に欠席する委員は、当該検討会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

3 検討会議及び会議録は公開とする。ただし、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第8条各号に該当する事項について会議等を行う場合及び会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると会長が認めるときは、これを非公開とすることができる。

(庶務)

第5条 検討会議の庶務は、環境生活部スポーツ・文化局文化振興課が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は、別に定める。

(失効)

第7条 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(附則)

この要綱は、令和5年8月15日から施行する。

(5) 千葉県立文化会館のあり方検討会議委員

(50音順、敬称略、役職は令和6年12月現在)

氏名	役職名
垣内 恵美子	政策研究大学院大学 名誉教授
粕谷 宏美	東邦音楽大学 副学長
能村 研三 (会長)	千葉県俳句作家協会 会長 市川市文化振興財団 理事 市川市芸術文化団体協議会 会長
濱 照男	元 新国立劇場 技術部長

(6) 「千葉県立文化会館のあり方」検討の経過

年度	月日	検討会議等	主な内容
令和5年度	8月15日	検討会議設置	
	9月1日	第1回検討会議	検討に至る経緯、文化会館を取り巻く現状等
	11月9日	千葉県市ヒアリング	市所管の文化施設の状況等について意見聴取
	11月14日	安房地域ヒアリング	地域内の各市町所管の文化施設の状況等について意見聴取
	11月17日	海匝地域ヒアリング	地域内の各市所管の文化施設の状況等について意見聴取
	11月21日	指定管理者ヒアリング	施設管理や文化振興に関する意見聴取
	12月26日	第2回検討会議	県立文化会館の必要性、施設の管理運営方法について
令和6年度	8月22日	第3回検討会議	県立文化会館4館それぞれの役割、機能の整理 施設の維持・補修について
	3月24日	第4回検討会議	あり方のまとめ